

# 標準旅行業約款（受注型企画旅行契約）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

## 第1章 総 则

### （適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する受注型企画旅行に関する契約（以下「受注型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法又は一般的に確立された慣習によります。

2. 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、その特約が優先します。

### （用語の定義）

第2条 第1条の前段「受注型企画旅行」は、当社が、旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が旅費を支払うことができる運送又は宿泊のサービス等に旅行が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する書面を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

2. この約款の「国内旅行」とは、本邦内の旅行をいいます。「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3. この約款の「運送会社」とは、当社が提供するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で、運送、搬入、タクシーやその他の通帳手帳による読み込みを経て締結する受注型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債務又は債務を、当該債務又は債務が履行されるとき以降に而ける提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かく当該受注型企画旅行契約の旅行代金額を第12条第1項の第1項（後段）、第19条第2項に定める方法により支払うことを内容とする受注型企画旅行契約をいいます。

4. この約款で「カード会員利用料」は、旅行者が又は当社が受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は旅費債務を履行すべき日をいいます。

### （旅行契約の内容）

第3条 当社は、受注型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供に着手することができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

### （手配代行者）

第4条 当社は、受注型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

## 第2章 契約の締結

### （企画書面の交付）

第5条 当社は、当社受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者からの依頼があつたときは、当社の業務上の都合があるときと見なす。当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行その他の旅行に関する企画の書面を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）を交付します。

2. 当社は、前項の企画書面にて、旅行代金の支取をして企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます。）の額を明示することができます。

### （契約の申込み）

第6条 第1項の企画書面に記載された企画の内容に關し、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の項目を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2. 前項第1項の企画書面に記載された企画の内容に關し、当社に通常契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかまわらず、会員登録その他の事項を当社に通知しなければなりません。

3. 第1項の申込書は、旅行代金（その内訳として企画料金を含みます。）又は取扱料金若しくは運送料金の一部として提出します。

4. 受注型企画旅行の申込みに際し、特別な準備を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出してください。そのとき、当社は可能な範囲内にこれに応じます。

5. 前項の規定に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担となります。

### （契約の締結の拒否）

第7条 当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

（1）旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

（2）通常契約を締結しようとする場合であって、旅行者の所有するクレジットカードが効果的である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

（3）旅行者が暴力團員、暴撃團員、暴力團幹部、暴力團關係企業又は総会員等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

（4）旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に關して脅迫的な言動又は、暴力を用いて行為又はこれらに連なる行為を行ったとき。

（5）旅行者が、暴力團員の手配を業として行う者その他の手配業者に手配の書面を毀損し若しくは当社の業務の妨害をする行為又はこれらに連なる行為を行ったとき。

（6）その他の企画書面の都合があるとき。

### （契約の成立時期）

第8条 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第1条第1項の申込金を受理したときに成立するものとします。

2. 通常契約の前段の規定にかまわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到着した時に成立するものとします。

（企画書面の交付）

第9条 当社は、前項の規定の契約の成立後直ちに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項に記載した書面（以下「企画書面」といいます。）を交付します。

2. 当社は、第5条第3項の企画書面において企画料金の額を明示した場合は、当該金額を前項の企画書面において明示します。

3. 当社は、前項の企画書面に依り手配行程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、第5項の企画書面に記載するところに定めます。

### （確定書面）

第10条 第1項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名前を記載しない場合に、当該契約書面に依り利用予定の宿泊機関及び旅行代金に重要な変更を要する機関の名称を記載する場合は、当該機関の名称を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

2. 前項の規定において、手配の確認を希望する旅行者が問い合わせがあったときは、確定書面の交付であっても、当社は迅速に7つ以内にこれを回します。

3. 第1項の確定書面に依り手配行程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに定めます。

### （確定書面の交付方法）

第11条 旅行者は、確定書面の交付を受ける者の承認を得て、企画書面、受注型企画旅行契約を締結しようとするときに、旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項に記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を提供します。

2. 通常契約の締結に際しては、当社は、提携会社のカード会員利用料により所定の旅券の旅行者の署名などで契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用料は旅行契約成立日とします。

## 第3章 契約の变更

### （契約の内容の変更）

第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の都合に応じます。

2. 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当社の運行計画にないならず運送サービスの提供の他の当社の関与と見て得られない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な運送を図るためにやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ通知のうえ、当社の承認を得て運送機器に備えられたファイアル（専ら当社旅行者の荷物に供するものに限ります。）に記載事項に記述し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

### （旅行の金額の変更）

第13条 受注型企画旅行を実施するに當たり利用する運送機関について費用を受ける料金（料金）、（以下この項において「適用運賃料金」といいます。）が、新しい経済状況の変遷等により、受注型企画旅行の企画書面の交付の際に明示した時点においてあるものとして公示され、料金の変更をする場合は、通常想定される程度の大幅に超過して増額又は減額される場合には、その増額又は減額の範囲内に旅行代金の額を増加又は減少するときがあります。

3. 当社は、第1項の規定による適用運賃料金を超過するときは、同項の規定によることにより、その過剰額だけに旅行代金を請求します。

4. 当社は、前項の規定によることにより旅行代金を請求するときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼり15日目を過たるより前に旅行者による旨を通知します。

5. 当社は、前項の規定によることにより旅行代金を請求するときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼり15日目を過たるより前に旅行者による旨を通知します。

### （旅行者の承認）

第15条 当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承認を得て、契約上の地位を第二に譲り受けます。

2. 旅行者が契約に依る旅行代金の支払いを認めようとするときは、当社の用印に所定の事項を記入の上、所定の旅券の料金の支払とともに、当社に提出しなければなりません。

3. 第1項の要件に合致する渡牒は、旅行者の承諾があつた時に効力を生ずるものとし、以後、旅行代金の位を譲り受けた第三者は、旅行者が当該受注型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

## 第4章 契約の解除

### （旅行者の解除権）

第16条 旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。契約書面を記載した旅行の行程に於ては、当社は、提携会社のカード会員利用料により所定の旅券の旅行者の署名などで契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。

2. 旅行者が次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払う（当社に對するものとしまして）ことによって旅行代金の額を変更するとき。

（1）当社に對するものとしまして、同じその他の重要なものであるときにあります。

（2）第14条第1項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

（3）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるそれが極めて大きいとき。

（4）当社が旅行者に對し、第10条第1項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

（5）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（6）第14条第1項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

（7）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが明らかなときにあります。

（8）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（9）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（10）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（11）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（12）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（13）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（14）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（15）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（16）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（17）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（18）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（19）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（20）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（21）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（22）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（23）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（24）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（25）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（26）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（27）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（28）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（29）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（30）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（31）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（32）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（33）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（34）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（35）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（36）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（37）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（38）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（39）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（40）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（41）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（42）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（43）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（44）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（45）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（46）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（47）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（48）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（49）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（50）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（51）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（52）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（53）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（54）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（55）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（56）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（57）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（58）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（59）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（60）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（61）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（62）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（63）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（64）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（65）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（66）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（67）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（68）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（69）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（70）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。

（71）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の原因が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となることが極めて大きいとき。

（72）当社が旅行者に對し、第10条第1項の規定により旅行代金の額を変更されたとき。